

1 事業の目的

本事業は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制及び医療体制等を強化していくため、拠点となる医療機関を地域ブロック毎に選定し、地域の医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。

2 事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例の共有や最新の知見の共有等を行うことにより、よりよい診療体制の構築を目指す。

また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関へ確実に伝わる体制を構築する。

併せて、協力医療機関ではない医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等が生じた方に対する診療に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。

(3) 調査の実施と調査・研究への協力等

HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。この他、必要に応じて、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。

